

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第721号

2015年(平成25年)3月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に
利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の
省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成25年)2月24日付けで諮問(第721号)された
固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させ
ること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピ
ュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に
利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う
本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当で
ると認められる。
- (4) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによる
ものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人
情報を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う
本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性
は次のとおりである。

(1) 諮問理由

(ア) これまでの経緯

本市の建築物の耐震化促進にあたっては、建築指導課において「藤
沢市耐震改修促進計画(以下「本市促進計画」という。)」を平成20年に
策定し、これに基づき木造住宅の耐震診断・耐震改修工事、分譲マン
ションの耐震診断に対する補助制度を設け、耐震化を進めてきている
状況である。

この補助制度の実施にあたっては、家屋所有者に対し耐震化達成状況の進捗管理、耐震化に関する指導・助言等を行う必要があることから、市内全域の病院・店舗・旅館といった不特定多数の者が利用する建築物や、学校・老人ホーム等の避難弱者が利用する一定規模の建築物（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号に規定する建築物、以下「法第14条第1号建築物」という。）を対象とする「法第14条第1号建築物台帳」を作成している。なお、この「法第14条第1号建築物台帳」には建築物の所在地・用途・規模・新耐震基準以前・以降等の項目が記載されている。

建築指導課において平成19年度に行った当初の「法第14条第1号建築物台帳」の作成にあたっては、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報である建築物の所在地・用途・規模・新耐震基準以前・以降等の文字情報と、建築物の位置を地図上にプロットするため、資産税課で保有する家屋棟番号図が利用された。これらの情報の利用させることについては、平成19年7月12日、藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第262号において承認された経緯がある。

また、平成25年度は、本市全域に広がる緊急輸送路・避難路沿道の建築物の調査が行われるとともに、津波から逃れるための避難路（以下「津波避難路」という。）沿道の建築物の耐震化を本市促進計画に追加して盛り込むため、津波避難路沿道にある建築物の調査も行われた。

これらの調査は、緊急輸送路・避難路が市内全域に存在することから市内全域の新耐震基準以前の建築物を対象とする必要があり、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報である建築物の所在地・用途・規模といった文字情報と、建築物の位置を地図上にプロットするため、資産税課で保有する家屋棟番号図が利用されたが、これらの情報を利用させることについては、平成25年8月8日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第578号により、承認されている。

(イ) 今回の諮問理由

本市促進計画の計画期間が平成27年度までとされていることから、平成28年度の改定にあわせて「法第14条第1号建築物台帳」に対し、平成19年以降新築された法第14条第1号建築物の追加と解体された法第14条第1号建築物の削除及び用途が変更された法第14条第1号建築物の情報の更新と、昨年度調査された津波避難路に追加があったため、追加された津波避難路沿道の建築物の調査が行われることから、資産税課で保有する固定資産家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報と、それに関連した家屋棟番号図を利用させることが必要となる。以上のこ

とから，個人情報を利用させること及び当該目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

- ア 目的外利用させる課 建築指導課
- イ 目的外利用させる個人情報

表-1

調査事項	必要な個人情報
家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地番 ・ 種類(現況) ・ 用途(現況) ・ 構造(現況) ・ 階数(現況) ・ 1階床面積(現況) ・ 延床面積(現況) ・ 建築年月 ・ 棟番号 ・ 新築・増築の別(新增コード) ・ 棟数コード ・ 区分所有者家屋情報(区分コード) ・ 区分建物番号
税務地図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋棟番号図

家屋課税台帳・家屋補充課税台帳の各項目は電子情報
税務地図は紙媒体

(3) 個人情報を目的外利用させることの必要性について

今回必要となる個人情報は，約5,700件が対象となる。約5,700件にも及ぶ建築物の情報を本人から収集する場合には，時間・労力・費用を莫大に費やすこととなることから，それらに代わる手段として資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報や家屋棟番号図を，目的外に利用させる必要がある。

(4) 個人情報を目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

今回必要となる個人情報は約5,700件にも及ぶため，通知すべき相手が多数であり通知する費用や事務量が過分に必要となり，事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の本人通知は省略するが，市民へは，建築指導課において，広報ふじさわを通じて周知を図る。

(5) 個人情報のコンピュータ処理の必要性と安全対策について

本業務のために利用させる個人情報、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の中から抽出する市内全域にある建築物約5,700件であり、件数及び情報量が非常に多いため、コンピュータ処理が必要となる。

この処理は、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

- ア その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること
- イ 本業務の目的以外には利用しないこと
- ウ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること
- エ 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に則り、安全対策に努めるものである。

(6) 引き渡しの方法について

家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳については、IT推進課にて抽出したCSVデータがUSBメモリに保存され建築指導課に渡される。

家屋棟番号図については、紙媒体で、資産税課から建築指導課に貸与する。

(7) 実施時期

広報ふじさわ2015年4月25日号掲載以降

(8) 提出資料

- ア 家屋棟番号図・・・資料1
- イ 個人情報取扱事務届出書・・・資料2

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

今回必要となる個人情報は、約5,700件が対象となる。約5,700件にも及ぶ建築物の情報を本人から収集する場合には、時間・労力・費用を莫大に費やすこととなることから、それらに代わる手段として資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報や家屋棟番号図を、目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

今回必要となる個人情報は約5,700件にも及ぶため、通知すべき相手が多数であり通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の本人通知は省略するが、

市民へは，建築指導課において，広報ふじさわを通じて周知を図る。
以上のことから判断すると，本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関ではコンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

本業務のため利用させる個人情報，家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の中から抽出する，市内全域にある建築物約5,700件であり，件数及び情報量が非常に多いため，コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では，次のような安全対策を講じている。

コンピュータ処理については，安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので，安全対策が十分に図られている。

また，コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については，次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

(ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること

(イ) 本業務の目的以外には利用しないこと

(ウ) 管理責任者を定め，紛失等の事故が生じないよう管理すること

(エ) 不要になったときは，速やかに廃棄すること

以上，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」に則り，安全対策に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし，実施時期を明確にすることを条件とする。

以 上